

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	亀田製菓株式会社			コード	2220
提出日	2020/5/26		異動（予定）日	2020/6/17	
独立役員届出書の提出理由		株主総会において社外取締役選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	関 誠夫	社外取締役	○										△					有	
2	堤 殷	社外取締役	○													○	訂正・変 更	有	
3	マッケンジー・クラグストン	社外取締役	○													○		有	
4	三宅 峰三郎	社外取締役	○										△					有	
5	伊藤 好生	社外取締役	○													○	新任	有	
6	金井 孝行	社外取締役	○										○				新任	有	
7	井植 敏雅	社外取締役	○										○				新任	有	
8	矢澤 健一	社外監査役	○							△								有	
9	湯原 隆男	社外監査役	○													○		有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	関誠夫氏は、千代田化工建設株式会社の業務執行に携わっていましたが、2009年3月の同社取締役会長退任以降は、同社の社内業務執行には直接携わっていません。	関誠夫氏は、2014年6月に当社社外取締役に就任して以来、企業経営者としての豊富な経験と高い見識にもとづき企業経営全般の品質向上の観点から発言を行うなど、当社経営陣から独立した立場で、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	堤殷氏は、2014年6月に当社社外取締役に就任して以来、食品企業の現経営者として特に国内外の食品市場に関する豊富な経験と高い見識にもとづき当社経営陣から独立した立場で、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	マッケンジー・クラグストン氏は、2016年6月に当社社外取締役に就任して以来、カナダ政府外交官としての豊富な経験・知識ならびに高い見識と監督能力にもとづき、当社経営陣から独立した立場で、特に海外事業に関してグローバルな視点から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	三宅峰三郎氏は、キューピー株式会社の業務執行に携わっていましたが、2017年2月の同社代表取締役社長退任以降は、同社の社内業務執行には直接携わっていません。	三宅峰三郎氏は、2018年6月に当社社外取締役に就任して以来、食品企業経営者としての豊富な経験と高い見識にもとづき、お客様視点での製品品質向上の観点から発言を行うなど、当社経営陣から独立した立場で、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	伊藤好生氏は、パナソニック株式会社で代表取締役副社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。ものづくりに関する生産技術に精通し、グローバルなビジネス展開に携わってきた知識および経験を当社経営に活かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者としてしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
6	金井孝行氏は、西本Wismettacホールディングス株式会社の業務執行に携わっていましたが、2020年3月を持って退任しております。また、同社と当社の間には、2019年度において製品の売買等の取引がありましたが、その取引額は同社および当社の連結売上高の0.1%未満であり独立役員の要件には抵触いたしません。	金井孝行氏は、西本Wismettacホールディングス株式会で代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。食品事業の海外展開に精通し、豊富な事業経験を有していることから、その知識・経験を当社経営に活かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者としてしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
7	井植敏雅氏は2019年4月より当社経営を考える懇談会のメンバーとして報酬支払の取引がありましたが、その報酬は年額200万円以下であり、独立役員の要件には抵触いたしません。	井植敏雅氏は、三洋電機株式会社の代表取締役社長、株式会社LIXILの取締役副社長を歴任され、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。特にグローバルビジネスに携わってきた経営者としての経歴を通じて培われた知識および経験を当社経営に活かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者としてしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。

8	矢澤健一氏は、当社の主要取引先である株式会社第四銀行の業務執行に携わっていましたが、2012年6月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。	矢澤健一氏は、2013年6月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたる金融機関経営者としての専門的な見識と豊富な経験にもとづき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるとともに、社外監査役として財務・会計に関する知見を職務遂行に活かしていただいております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
9	該当事項はありません。	湯原隆男氏は、2014年6月に当社社外監査役に就任して以来、上場企業のCFO（最高財務責任者）としての豊富な経験と高い見識にもとづき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した立場で、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を高めるとともに、社外監査役として財務・会計に関する知見を職務遂行に活かしていただいております。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全性と透明性のより一層の向上を図るため、取締役会では、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性に関する基準を以下のように定めております。 【社外役員の独立性に関する基準】 社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。 - 当社又はその連結子会社の出身者 - 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 ※当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは - 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合 - 当社又はその連結子会社が負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合 - 当社又はその連結子会社の主要な取引先又はその業務執行者 ※当社又はその連結子会社の主要な取引先とは - 直前事業年度における当該取引額が、連結売上高の2%以上の場合 - 当社又はその連結子会社に対して負債を負っている取引先で、直前事業年度末における全負債額が、連結総資産の2%以上の場合 - メインバンク又はその業務執行者 - 当社又はその連結子会社が議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する企業等の業務執行者 - 当社の主要株主（議決権ベースで10%以上の株式を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者 - 当社又はその連結子会社から多額の寄付を受けている者又はその業務執行者 ※多額の寄付とは 直前事業年度において年間1,000万円又は当該組織の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える場合 - 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者 - 当社又はその連結子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう） - 過去5年間ににおいて、上記2.から8.までのいずれかに該当していた者 - 上記1.から9.までのいずれかに該当する者の二親等内の親族又は同居の親族 - その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者 （注）上記2.から7.までの「業務執行者」においては「重要な業務執行者」、8.に所属する者においては「重要な業務執行者」及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。